

第 4 期

事業報告及び計算書類

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事 業 報 告

第 4 期

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期事業年度である平成22年度は、平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界経済同時不況により低迷していたコンテナ取扱高も経済成長を続けるアジア諸国に誘引され、過去、最高のコンテナ取扱高を記録することができました。

当社では、利用者の皆様と連携を深め利用者ニーズに的確に応えるとともに、施設の計画的な補修や新規施設の整備(立体格納庫)、ガントリークレーンの新替えを行なうなど、より良いサービスの提供に努めてまいりました。

また、平成22年8月には、東京港を含む京浜港三港が「国際コンテナ戦略港湾」に選定され、平成23年4月には改正港湾法が施行される運びとなり、国際戦略港湾として京浜港の基幹航路の維持のためのコスト低減や集荷支援の強化、荷主へのサービス向上など、更なる国際競争力強化に向けた取組みを進めてまいります。

また、平成22年度から東京都環境確保条例改正により温室効果ガスの削減量が義務化されました。これまでの削減への取組みに加え、ご利用いただいている皆様との一層の協力体制を築き、引続き温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、公園等指定管理者事業については、お客さまの視点に立った利用者サービスの向上や各種イベントによる賑わい創出など、実績に基づく豊かな経験を活かした施設管理を行なってまいりました。この結果、平成23年度からの第2期指定管理者に選定され、引き続き公園等指定管理者として事業を継続することとなりました。今後も、更なる地域とお客さまから信頼される公園管理の実現を目指し、臨海部の魅力あふれる都市空間の形成に努めてまいります。

当期における当社を取り巻く環境は、企業の収益改善や取扱貨物高の増加など、景気の持ち直しが期待されていたものの、平成23年3月に発生した「東日本大震災」により、東北地方の工場の被災や物流網の寸断、更には、原子力発電所の事故をきっかけとした電力不足による生産調整など、東京港を利用されている企業の業績に大きな影響を及ぼしております。更には、東京港でも原子力発電所事故による風評被害でコンテナ船が寄航を見合わせるなど、当社事業の先行きは非常に不透明な状況にあります。しかし、当社としましては、利用者の皆様と連携・協力しながら、これらの情勢の変化を機敏に捉え、柔軟に対応してまいります。

この結果、各事業の収支は以下のとおりになりました。

① 外貿埠頭事業

当期の外貿埠頭事業は、建設事業として大井コンテナ埠頭のヤード舗装改良、貨物積替円滑化支援施設の建設等を実施いたしました。また、大井・青海コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、及び密接関連事業に加え、平成21年4月より開始した品川・青海公共コンテナ埠頭を含めた一元管理により、スケールメリットを活かしたお客さまの視点に立ったサービスと管理運営に取り組んでまいりました。これにより営業収益は12,138百万円、一方、営業費用は業務管理費及び一般管理費として2,295百万円、維持修繕費は831百万円、減価償却費は4,623百万円となりました。

② 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共系事業から発生した建設発生土を受入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への埋戻し用材として有効利用しています。これらの事業により営業収益は3,502百万円となりました。一方、営業費用は、工事費、管理経費と合わせて3,488百万円となりました。

③ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による海上清掃事業や船舶から出る廃油の回収事業を実施し、東京港内の汚染防止事業を実施しました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施し、営業収益は199百万円となりました。一方、営業費用は、清掃船舶の運航経費や浅場の稚魚放流事業等を含め268百万円となりました。

④ フェリーターミナルビル等運営事業

フェリーターミナルビル等の運営事業では、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャースーパール等の管理・賃貸を実施し、貸付料収入他として営業収益は373百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など営業費用は228百万円となりました。

⑤ 指定管理者関連事業等

指定管理者関連事業では、海上公園等の維持管理の他、船舶への給水事業等を実施し、営業収益は2,296百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など営業費用は2,291百万円となりました。

以上、当期の営業収益合計は、18,510百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費14,074百万円を減じた全事業営業利益は4,436百万円となりました。

これに、受取利息を含む営業外収益207百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用298百万円を減算しますと、経常利益は4,344百万円となりました。

さらに、補助金収入の特別利益と固定資産除却損等の特別損失を、それぞれ加減算いたしますと、税引前当期純利益は4,255百万円となりました。これから法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は2,506百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が運営管理する外貿コンテナ埠頭は、首都圏4千万人の産業と生活を支える物流を担っております。そのために、背後圏の産業・生活に不可欠な物資及びこの3月に発生した「東日本大震災」による災害復旧に欠かすことのできない物資を安定的に受け入れると共に、東日本地域からの貨物も含めた集荷とそのスムーズな流通を実現することも重要です。更に、原子力発電所事故によりこの夏に予想される電力供給不足に対し、コンテナ埠頭の電力確保に向け、大口需要者としての電力需給対策を港湾管理者と協力して、早急に取り組む必要があります。

また、原子力発電所事故による風評被害として発生した東京港への寄航見合せなどの対策として、港湾管理者と協力して、東京港内の大気中の放射線及び海水中の放射能を測定し利用者に情報を発信し、風評を払拭しなければなりません。

更には、東京港、川崎港、横浜港の3港連携による「国際戦略港湾」に向けた取り組みを、3港の港湾管理者、埠頭公社と東京港の利用者と連携して、継続実施していく必要があります。

外貿埠頭事業以外の港湾関連事業におきましては、公園の指定管理者事業では、東京臨海副都心地域をはじめとした水と緑の魅力あふれる公園の管理運営を都民、住民と連携・協働し多様な事業展開に取り組むとともに、接客・接客能力の向上に取り組む、お客様へのサービス・信頼性の向上を図る必要があります。建設発生土事業や海上清掃などでは、都の受託事業として、引続き効率的で確実な事業の実施に向け取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、当社は外貿埠頭事業を中核とした社会的公共インフラを担う企業として、今後の事業展開を着実に推進していくとともに、経営の効率化とお客様サービスの向上に努めながら、東京港のさらなる発展に寄与することを目指します。

株主各位におかれましては、今後とも尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	埠頭名	内容	実施額
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業	大井コンテナ埠頭	コンテナクレーン改修	600
港湾機能高度化施設整備事業	大井地区等	貨物積替円滑化支援施設	2,435
その他事業	大井地区等	大井コンテナ埠頭背後地整備等	1,511
合計			4,546

*特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業の財源は、国庫無利子借入金(3割)、港湾管理者無利子借入金(3割)、特別転貸債借入金(2割)、自主財源等(2割)で構成されています。

上記設備投資にかかる資金調達については、下表のとおりとなっております。

国庫金転貸無利子借入金	180,000 千円
港湾管理者無利子借入金	180,000 千円
特別転貸債借入金	120,000 千円
合計	480,000 千円

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当事業年度)
営業収益	百万円	14,911	18,328	18,510
経常利益	百万円	249	2,196	4,344
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円	134	1,324	2,506
一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失(△)	円	279	2,467	4,669
総資産	百万円	81,433	83,040	81,512
純資産	百万円	26,691	32,739	35,246

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都港区台場一丁目

(6) 事業内容

- ① 外貨埠頭事業
- ② 建設発生土有効利用事業
- ③ 環境保全事業
- ④ フェリーターミナルビル等運営事業
- ⑤ 指定管理者関連事業等

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
186 人	△3 人	47.5 歳	15.6 年

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会 社 名	資 本 金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会社ゆりかもめ・株式会社東京テレポートセンター・株式会社東京ビッグサイト

②子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
国土交通省	11,990,527 千円
東京都	24,199,938 千円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 536,754株
普通株式 480,200株
甲種類株式 56,554株

- (2) 株主数 2名

- (3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

- (4) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	谷川健次	(株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長)
常務取締役	尾田俊雄	(八丈島空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長(非常勤))
常務取締役	岩瀧清治	
* 取締役	湊哲哉	(株式会社商船三井常務執行役員) (株式会社MOL JAPAN 代表取締役社長)
* 取締役	須之内康幸	(社団法人日本港運協会理事長)
* 取締役	中井敬三	(東京都港湾局長)
監査役	河内豊	(東京都港湾局港湾経営改革担当部長)

注1 取締役3名(*)は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役1名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 平成22年7月29日開催の臨時株主総会において、谷川健次及び中井敬三が取締役に選任され、同日就任いたしました。

- 4 平成 22 年 7 月 29 日開催の第 17 回取締役会において、谷川健次は代表取締役社長に選任され、同年 8 月 1 日付で就任いたしました。
- 5 取締役の比留間英人は、平成 22 年 7 月 29 日付で辞任いたしました。
- 6 代表取締役社長の小池正臣は、平成 22 年 7 月 31 日付で辞任いたしました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	湊 哲哉	当期開催の取締役会7回のうち4回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	須之内 康幸	当期開催の取締役会7回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	中井 敬三	平成22年8月1日就任以来当期開催の取締役会3回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	河内 豊	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3人	29,760千円	株主総会承認限度額 50,000千円
合計	3人	29,760千円	

注 期末現在の人員は、取締役6名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

ア 取締役については、無報酬の非常勤取締役4名が存在していること。また、平成22年7月31日に常勤の代表取締役社長1名が辞任し、同年8月1日に非常勤の代表取締役社長に交代したこと。

イ 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 10,500千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等

平成 20 年 3 月 21 日に開催した第 1 回取締役会において決議した内部統制システム基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、社会人としての自覚を持ち、高い倫理観と道德観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう、法令遵守の手引を定めております。
 - ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
 - ④ また、法令遵守上、疑義ある行為について、使用人が社内通報窓口を通じ、直接、取締役会又は監査役に通報できる制度を整備しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理し常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
 - ② また、会社が保管する情報は、法令の定めや「情報公開要綱」に基づき、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」を作成し、当社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
 - ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えるものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命します。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の

指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得るものとしております。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して速やかに報告するものとし、報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
 - ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行っております。